

城陽市子ども・子育て会議について

1. 会議の設置根拠（条例第 1 条参照）

城陽市子ども・子育て会議設置条例

（平成 25 年 11 月 15 日施行、資料 2 参照）

（設置等）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、城陽市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置するとともに、同条第 3 項の規定により会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日交付）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 主な審議事項（条例第 2 条参照）

給付対象施設の利用定員（案）の設定

城陽市子ども・子育て支援事業計画（案）の策定等

（所掌事務）

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するもののほか、児童福祉その他の本市が実施する子どもに関する施策について調査審議を行う。

第七十七条 略

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

()

特定教育・保育施設・・・子ども・子育て支援制度の給付を行う施設
(保育所など)

特定地域型保育事業・・・小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、
家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問
型保育、事業所内保育(従業員の他、地域の
子どもにも保育を提供)

3. 委員構成(条例第3条参照)

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める者

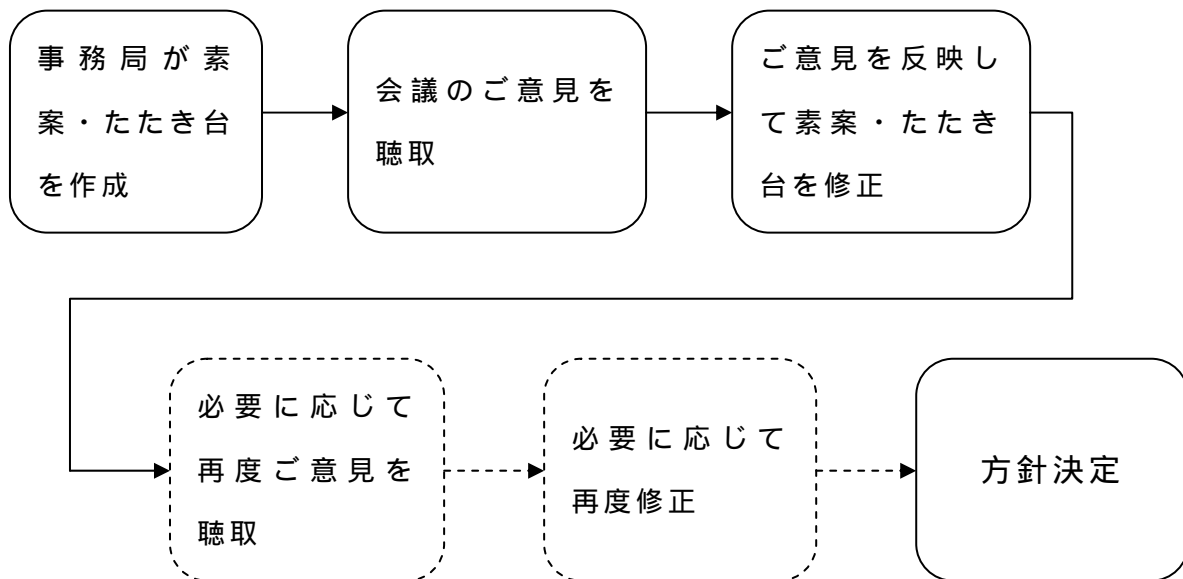
- (1) 学識経験者 2 名
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 8 名
 - (3) 子どもの保護者 4 名
 - (4) 公募による市民 2 名
 - (5) 使用者及び労働者代表 2 名
- 合計 19 名

4 . 審議の方法

審議事項については、事務局が素案・たたき台を提示して、会議のご意見を聴き、その内容を反映

計画の策定については、パブリックコメント（市民意見）を募集

< イメージ >



5 . 審議スケジュール

【第 1 回会議】 3 月 27 日

委員委嘱、会長の選任

新制度概要、スケジュール等の説明

ニーズ調査結果報告

【第2回会議】26年4月予定

子ども・子育て支援事業計画（たたき台）の検討

【第3回会議】26年6月予定

子育て支援事業計画（素案）の検討

【第4回会議】26年8月予定

子育て支援事業計画（案）の検討

利用定員（案）の検討

【パブリックコメント（市民意見）の募集】平成26年9月予定

【第5回会議】26年9月予定

子育て支援事業計画（案）の決定

利用定員（案）の決定

【市計画案を京都府へ提出】平成26年秋頃

会議の開催日程については、国等の動向により変更することがあります。